

令和元年第2回定例会 （令和元年8月27日）

**桶川北本水道企業団  
議会会議録**

桶川北本水道企業団議会



# 令和元年第2回桶川北本水道企業団議会定例会会議録

## 目 次

招集告示	1
議事日程	2
第 1 号 (8月27日)	
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会及び開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
企業長の一般報告	5
企業長提出議案の上程、説明	6
監査委員の決算審査報告	20
一般質問	22
中村洋子君	22
佐藤洋君	25
星野充生君	34
第7号議案に対する質疑、討論、採決	41
第8号議案に対する質疑、討論、採決	43
水道事業行政視察について	50
特定事件の閉会中の継続審査の申し出について	50
閉会の宣告	50



桶川北本水道企業団告示第27号

令和元年第2回桶川北本水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月20日

桶川北本水道企業団

企業長 小野 克典

1. 日 時 令和元年8月27日(火) 午前9時30分
2. 場 所 桶川北本水道企業団西庁舎大会議室

# 令和元年第2回桶川北本水道企業団議会定例会日程

## 議事日程

令和元年8月27日

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 企業長の一般報告
4. 企業長提出議案の上程、説明
5. 監査委員の決算審査報告
6. 一般質問
7. 議案の質疑、討論、採決
  - (1) 第7号議案  
桶川北本水道企業団給水条例の一部を改正する条例について
  - (2) 第8号議案  
平成30年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
8. 水道事業行政視察について
9. 特定事件の閉会中の継続審査の申し出について

## 令和元年第2回桶川北本水道企業団議会定例会

令和元年8月27日（火曜日）

### ○出席議員（10名）

1番	今 関 公 美 君	2番	高 橋 伸 治 君
3番	新 妻 亮 君	4番	星 野 充 生 君
5番	中 村 洋 子 君	6番	工 藤 日 出 夫 君
7番	加 藤 勝 明 君	8番	保 坂 輝 雄 君
9番	島 村 美 貴 子 君	10番	佐 藤 洋 君

### ○欠席議員（なし）

---

### ○説明のための出席者

企業長	小 野 克 典 君	副企業長	三 宮 幸 雄 君
監査委員	岡 田 忠 君	事務局長	小 高 清 隆 君
参事兼 事務局 次長兼 浄水課長	小 島 稔 君	事務局 次長兼 業務課長	篠 田 明 君
副参事兼 施設課長	河 野 宏 之 君	総務課長	堀 和 行 君
給水課長	青 鹿 秀 明 君		

---

### ○職務のため出席した者の職氏名

書記 久 保 武 書記 中 村 正 夫

午前 9時45分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（加藤勝明君） それでは、定足数に達しておりますので、令和元年第2回桶川北本水道企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

△議事日程の報告

○議長（加藤勝明君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承ください。

---

△諸報告

○議長（加藤勝明君） 日程に先立ちまして、議長より諸報告をいたします。

企業長より、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による、平成30年度桶川北本水道企業団水道事業会計経営健全化の審査について報告がありました。報告書の写しを配付してありますので、ごらんいただきたいと思います。

---

△会議録署名議員の指名

○議長（加藤勝明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第80条の規定により、議長より指名いたします。

5番 中 村 洋 子 議員

6番 工 藤 日出夫 議員

の両名を指名いたします。

---

△会期の決定

○議長（加藤勝明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。



---

△企業長の一般報告

○議長（加藤勝明君） 日程第3、企業長より一般報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企業長。

○企業長（小野克典君） おはようございます。

本日ここに令和元年第2回桶川北本水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には残暑厳しい中ご参会を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、議案の提出に先立ちまして一般報告を申し上げます。

初めに、業務量について申し上げます。

令和元年7月末の給水人口は14万1,745人で、前年同期と比べて441人減少となっております。一方、給水世帯は7月末現在6万1,871世帯で、前年同期と比べて690世帯増加となりました。配水量は、4月から7月までの4カ月間で513万1,012立方メートルとなっており、前年度と比較しますと16万5,307立方メートル、3.1%の減少となりました。また、料金収入であります有収水量は474万9,929立方メートル、前年度と比較して5万8,479立方メートル、1.2%の減少となりました。この結果、有収率は92.6%となり、前年度比で1.8%上昇となりました。

次に、連絡送水管更新工事について申し上げます。

安定給水の堅持として、中丸・川田谷浄水場間の水運用のかなめとなる連絡送水管の更新工事を進めてまいりましたが、昨年7月に中丸7丁目地内圏央道から二ツ家2丁目地内積水団地までの区間325.6メートルが完了いたしました。現在、積水団地から中丸浄水場までの区間を施工しており、本年度中に耐震管へ更新予定でございます。

次に、ダイレクト型制限付き一般競争入札について申し上げます。

本年度も設計価格1,000万円以上の工事を対象に、最低制限価格制度を設け実施し、現在までに17件の工事請負契約を締結しました。

最後に、石綿セメント管更新事業について申し上げます。

石綿セメント管更新事業の今年度の事業の内訳は、桶川市内7件、北本市内10件、更新距離4,487.3メートルを予定しております。既に11件の工事請負契約を締結し、残り6件につきましても年内に発注予定でございます。

以上をもちまして、企業団の主要な事項につきましての一般報告とさせていただきます。

---

△企業長提出議案の上程、説明

○議長（加藤勝明君） 日程第4、企業長提出議案を上程いたします。

第7号議案及び第8号議案を議題とし、提案理由の説明を企業長に求めます。

企業長。

○企業長（小野克典君） それでは、本日ご提案申し上げ、ご審議いただきます議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

第7号議案 桶川北本水道企業団給水条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料の額を定めるとともに、令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることに伴い、増税分を水道料金等に適正に転嫁するため、給水条例の改正を行うものでございます。

次に、第8号議案 平成30年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益剰余金について剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定に基づき、決算について監査委員の審査意見書をつけて議会の認定をお願いするものであります。

以上をもちまして、本定例会に提出いたしました議案の説明は終わりますが、事務局に補足して説明をいたさせますので、何とぞ慎重審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤勝明君） 総務課長。

○総務課長（堀 和行君） おはようございます。

それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

第7号議案 桶川北本水道企業団給水条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、第6条の分担金、第11条の企業長が施行する給水装置工事の工事費及び第26条の料金に係る消費税を100分の108から100分の110に改めるものでございます。

次に、昨年12月に水道法が改正され、指定給水装置工事事業者が施行する工事を適正に行うための資質の保持や実態との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定に有効期限を設ける更新制が導入されたことによりまして、第35条の給水装置工事事業者手数料

に指定の更新を受ける場合、1件につき1万円とする規定を新たに設けるものでございます。

次に、水道法施行令の改正によりまして、条ずれが生じたので、第38条にございます第5条を第6条に改正するものでございます。

附則でございますが、施行は令和元年10月1日でございます。

次に、第8号議案 平成30年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について申し上げます。

こちらにつきましては、お手元に決算書及び参考資料を配付させていただいておりますので、初めに決算書のほうから説明を申し上げます。

決算書につきましては、地方公営企業法の様式に従いまして作成しております。剰余金の処分につきましては、地方公営企業法の規定に基づきまして、利益剰余金の処分を行うため、議会のご議決をいただくものでございます。

処分額等につきましては、決算書中の剰余金処分計算書(案)にてご説明申し上げます。

決算の認定につきましては、10ページの貸借対照表までとなりまして、その他の書類につきましては附属書類となっております。

まず、決算書の2ページ、3ページ目をお開きいただきたいと思っております。

平成30年度桶川北本水道企業団水道事業決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款水道事業収益、当初予算額30億7,500万9,000円、補正予算額といたしまして2,021万3,000円の減額補正をお願いいたしまして、予算額合計といたしまして30億5,479万6,000円に対します決算額でございますが、30億7,332万8,446円、予算額に比べ決算額の増減でございますが、1,853万2,446円予算を上回ったところでございます。

備考といたしまして、うち仮受消費税及び地方消費税でございますが、2億860万6,018円でございます。

この内訳でございますが、第1項営業収益でございますが、予算額合計28億2,443万9,000円に対します決算額が28億3,317万203円、増減でございますが、873万1,203円予算を上回りました。

備考といたしまして、うち仮受消費税及び地方消費税でございますが、2億847万5,912円でございます。

次に、第2項営業外収益でございますが、予算額合計2億3,015万8,000円に対します決算額が2億3,995万9,734円、増減でございますが、980万1,734円予算を上回りました。

備考といたしまして、うち仮受消費税及び地方消費税でございますが、13万106円でございます。

次に、第3項特別利益でございますが、予算額合計19万9,000円に対します決算額が19万8,509円、増減でございますが、491円予算を下回りました。

次に、支出に移りまして、第1款水道事業費でございますが、当初予算額が27億846万円、補正予算額といたしまして2,550万7,000円の増額補正をお願いいたしまして、予算額合計といたしまして27億3,396万7,000円に対します決算額が26億4,764万220円となりまして、不用額が8,632万6,780円でございます。

備考といたしまして、うち仮払消費税及び地方消費税ですが、1億774万5,265円でございます。

こちらの内訳でございますが、第1項営業費用でございますが、予算額合計26億3,271万7,000円に対します決算額が25億7,893万4,739円、不用額が5,378万2,261円でございます。

備考といたしまして、うち仮払消費税及び地方消費税ですが、1億770万9,425円でございます。

次に、第2項営業外費用でございますが、予算額合計9,617万5,000円に対します決算額が6,863万1,431円、不用額が2,754万3,569円でございます。

備考といたしまして、うち仮払消費税及び地方消費税ですが、3万5,840円でございます。

次に、第3項特別損失でございますが、予算額合計7万5,000円に対します決算額が7万4,050円、不用額が950円でございます。

次に、第4項予備費でございますが、予算額合計500万円、決算額はございませんでしたので、不用額500万円という内容でございます。

次に、4ページ、5ページでございます。こちらは(2)資本的収入及び支出でございます。

収入のほうから申し上げます。

第1款資本的収入、当初予算額が1億202万8,000円、補正予算額が3,672万5,000円の減額補正をお願いいたしました。地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額と継続費繰越額に係る財源充当額はございませんでしたので、予算額合計6,530万3,000円に対します決算額が6,458万8,004円、予算額に比べ決算額の増減でございますが、71万4,996円予算を下回ったところでございます。

備考といたしまして、うち仮受消費税及び地方消費税ですが、279万1,346円でございます。

こちらの内訳でございますが、第1項関係市負担金でございますが、予算額合計1,197万7,000円に対します決算額が1,209万4,110円、増減でございますが、11万7,110円予算を上回ったところでございます。

次に、第2項補助金でございますが、予算額合計1,209万8,000円に対します決算額が1,098万円、増減でございますが、111万8,000円予算を下回ったところでございます。

次に、第3項工事負担金でございますが、予算額合計449万8,000円に対します決算額が436万4,054円、増減でございますが、13万3,946円予算を下回ったところでございます。

備考といたしまして、うち仮受消費税及び地方消費税ですが、3万9,506円でございます。

次に、第4項分担金でございますが、予算額合計3,673万円に対します決算額が3,714万9,840円で、増減でございますが、41万9,840円予算を上回ったところでございます。

備考といたしまして、うち仮受消費税及び地方消費税ですが、275万1,840円でございます。

続きまして、支出でございますが、第1款資本的支出、当初予算額14億3,992万2,000円、補正予算額が1億3,211万5,000円の減額補正をお願いいたしました。地方公営企業法第26条の規定による前年度からの繰越額9,563万4,000円を加えました予算額合計が14億344万1,000円でございます。対します決算額が10億8,900万6,604円、翌年度への繰越額として、法第26条の規定による繰越額2億1,394万8,000円とございまして、不用額が1億48万6,396円となっております。

備考といたしまして、うち仮払消費税及び地方消費税でございますが、5,942万256円でございます。

この内訳でございますが、第1項建設改良費でございますが、予算額合計11億5,260万円に対します決算額が8億3,816万6,072円、こちら繰越額が2億1,394万8,000円となりまして、不用額といたしまして1億48万5,928円でございます。

備考といたしまして、うち仮払消費税及び地方消費税ですが、5,942万256円でございます。

次に、第2項企業債償還金でございますが、予算額合計が2億5,084万1,000万円に対します決算額が2億5,084万532円ということで、不用額468円でございます。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額10億2,441万8,600円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,630万2,099円、減債積立金2億5,084万532円、建設改良積立金4億4,600万円及び過年度分損益勘定留保資金2億7,127万5,969円で補填したところでございます。

次に、6ページにまいりまして、水道事業損益計算書でございます。こちらは平成30年4

月1日から平成31年3月31日までの期間における営業成績をあらわしております。

1、営業収益でございますが、(1)給水収益から(5)その他営業収益までの合計が26億2,469万4,291円、2、営業費用でございますが、(1)原水及び浄水費から(8)資産減耗費までの合計が24億7,122万5,314円でございます。営業利益で1億5,346万8,977円となっております。次に、営業外収益で、(1)受取利息及び配当金から(4)雑収益までの合計が2億3,982万9,713円、4、営業外費用で、(1)支払利息及び企業債取扱諸費、(2)雑支出までの合計が2,631万990円で、こちらの差し引きが2億1,351万8,723円となりまして、経常利益で3億6,698万7,700円となっております。次に、5、特別利益で、(1)過年度損益修正益が19万8,509円、6、特別損失で、(1)過年度損益修正損は7万4,050円、こちらの差し引きが12万4,459円となりまして、当年度純利益といたしまして3億6,711万2,159円となりまして、こちらに前年度繰越利益剰余金94万2,998円と、その他未処分利益剰余金変動額6億9,684万532円を加えた当年度未処分利益剰余金が10億6,489万5,689円となったところでございます。

次に、7ページにまいりまして、水道事業剰余金計算書でございます。こちらは1会計期間の資本の動きでございます。

初めに、資本金でございますが、前年度末残高133億2,678万7,105円、前年度処分額としまして2億7,130万9,722円を資本金へ組み入れいたしまして、当年度変動額はございませんでしたので、当年度末残高が135億9,809万6,827円でございます。

次に、剰余金の資本剰余金でございますが、資本剰余金合計で前年度末残高が7,341万2,046円、こちら当年度変動額はございませんでしたので、当年度末残高は7,341万2,046円でございます。

次に、下にまいりまして、利益剰余金の減債積立金ですが、前年度末残高8億3,970万2,823円、こちら前年度変動額はございませんでしたので、処分後残高は同額でございます。当年度変動額2億5,084万532円を企業債の償還に取り崩しを行いまして、当年度末残高が5億8,886万2,291円となったところでございます。

次に、建設改良積立金ですが、前年度末残高が0円、前年度処分額として4億4,600万円を積み立てし、処分後残高が4億4,600万円でございます。こちらに当年度変動額として4億4,600万円を建設改良工事に全額取り崩しを行いまして、当年度末残高が0円となったところでございます。

次に、未処分利益剰余金ですが、前年度末残高7億1,825万2,720円、前年度処分額として

4億4,600万円を建設改良積立金に積み立てし、2億7,130万9,722円を資本金へ組み入れいたしましたして、処分後残高が94万2,998円でございます。こちらに当年度変動額として減債積立金の企業債償還金に伴う利益剰余金への振り替えとして2億5,084万532円と建設改良積立金の建設改良工事に伴う利益剰余金への振り替えとして4億4,600万円と当年度純利益3億6,711万2,159円を加えました当年度末残高が10億6,489万5,689円でございます。

この結果、利益剰余金合計といたしまして、前年度末残高15億5,795万5,543円、前年度処分額で2億7,130万9,722円、処分後残高が12億8,664万5,821円となり、当年度変動額で3億6,711万2,159円増加いたしましたして、当年度末残高が16億5,375万7,980円となったところでございます。

資本合計といたしまして、前年度末残高149億5,815万4,694円、当年度変動額3億6,711万2,159円増加いたしましたして、当年度末残高が153億2,526万6,853円となったところでございます。

次に、8ページにまいりまして、水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

こちらは、決算の認定とあわせまして議会の議決をいただきまして処分を行うものとなっております。

初めに、資本金ですが、当年度末残高135億9,809万6,827円、議会の議決による処分額といたしまして6億9,684万532円を利益剰余金から資本金へ組み入れいたしましたして、処分後残高が142億9,493万7,359円となるところでございます。

未処分利益剰余金につきましては、当年度末残高が10億6,489万5,689円、議会の議決による処分額としまして建設改良積立金の積み立てが3億6,800万円、資本金への組み入れが6億9,684万532円でございますして、処分後残高が5万5,157円となるところでございます。

次に、9ページにまいりまして、水道事業貸借対照表でございます。こちらは平成31年3月31日現在の財政状況をお示ししているものでございます。

まず、資産の部でございますが、1、固定資産、（1）有形固定資産、こちらはイ、土地、ロ、建物、ハ、構築物、ニ、機械及び装置、ホ、車両運搬具、ヘ、工具器具及び備品、ト、建設仮勘定とございまして、有形固定資産合計が195億9,838万2,542円でございます。

（2）無形固定資産でございますが、イ、電話加入権で、こちら無形固定資産合計が34万9,268円。（3）投資、こちらは平成30年度はございませんでした。これらの合計、固定資産合計でございますが、195億9,873万1,810円となったところでございます。

次に、2の流動資産でございますが、（1）現金預金26億4,543万4,704円、（2）未収金、

こちらは貸倒引当金を除きまして2億5,010万6,408円、(3)貯蔵品364万2,130円、(4)有価証券はございません。(5)前払金7,500万円、(6)保管預り保証金260万円となりまして、流動資産合計が29億7,678万3,242円でございます。

固定資産の合計と流動資産の合計、資産合計といたしまして225億7,551万5,052円となったところでございます。

次に、10ページでございますが、負債の部でございます。

3、固定負債、(1)企業債、イ、建設改良等の財源に充てるための企業債といたしまして6億1,343万3,032円、(2)引当金、イ、修繕引当金、ロ、退職給付引当金でございます。合計で3億8,016万円となりまして、固定負債合計といたしまして9億9,359万3,032円となったところでございます。

次に、4、流動負債、(1)企業債、イ、建設改良費等の財源に充てるための企業債といたしまして2億2,117万3,796円、(2)未払金3億9,141万3,131円、(3)下水道使用料1億1,181万2,342円、(4)預り保証金260万円、(5)引当金、イ、賞与引当金として2,633万4,000円、(6)その他流動負債248万4,156円となりまして、流動負債合計で7億5,581万7,425円でございます。

次に、5、繰延収益でございますが、(1)長期前受金が99億5,394万8,897円、こちらから(2)収益化累計額が44億5,311万1,155円を引きまして、繰延収益合計が55億83万7,742円でございます。

負債の合計といたしまして72億5,024万8,199円でございます。

次に、資本の部に移りまして、6、資本金135億9,809万6,827円。7、剰余金、(1)資本剰余金、イ、受贈財産評価額、ロ、分担金とございまして、資本剰余金合計で7,341万2,046円でございます。(2)利益剰余金、イ、減債積立金、ロ、建設改良積立金、ハ、当年度未処分利益剰余金とございまして、利益剰余金合計で16億5,375万7,980円、剰余金合計といたしまして17億2,717万26円となり、資本合計では153億2,526万6,853円でございます。この結果、負債、資本合計といたしまして225億7,551万5,052円となりまして、これは前のページの資産の合計と一致しているところでございます。

次に、11ページからは決算の附属書類となります。

これ以降は主なところの説明とさせていただきます。

初めに、水道事業報告書でございます。

1、概況、(1)総括事項といたしまして、ア、給水の状況ですが、本年度における給水



人口は14万1,856人で、前年度に比べ381人、0.3%減少し、給水世帯は6万1,635世帯で、前年度に比べ705世帯、1.2%増加となりました。配水量は1,569万6,346立方メートルで、前年度に比べ8万6,904立方メートル、0.6%減少し、一日最大配水量は4万7,031立方メートルとなりました。また、有収水量は前年度に比べ8万3,702立方メートル、0.6%減少の1,448万777立方メートルとなりましたが、有収率は前年度と同率の92.3%となりました。

次に、イ、建設改良の状況ですが、改良工事は石綿セメント管更新工事として、口径75ミリから300ミリまでの配水管を2,590.7メートル、このうち重要給水施設配水管として口径100ミリから300ミリを379.2メートル、口径200ミリから250ミリまでの導水管を146.2メートル更新しました。当年度配水管布設工事は合計4,192.8メートル実施し、延長累計は42万4,206.8メートルとなりました。

次に、ウ、収益的収支の状況につきましては、後ほど18ページ、19ページでご説明申し上げますので、省略させていただきます。

次に、エ、資本的収支の状況でございますが、こちらは先ほど4ページ、5ページで資本的収入及び支出で申し上げた内容となっておりますので、こちらも省略させていただきます。

次に、17ページにまいりまして、3、業務、(1)業務量、こちらは11ページの給水の状況と重複いたしますので、主なところで申し上げてまいります。総人口は平成30年度14万1,856人、前年度と比較いたしまして337人、0.2%の減少となっております。普及率は99.6%で変わらずでございます。給水件数でございますが、6万2,549件で、559件、0.9%の増加となっております。

次に、配水状況でございますが、配水量の内訳としまして、自己水でございますが、271万8,782立方メートルで、比較が9万1,235立方メートル、3.2%の減少でございます。県水受水でございますが、1,297万7,564立方メートルで、比較が4,331立方メートル、0.0%増加でございます。この結果、県水受水割合は82.7%となりまして、0.5ポイント上昇しております。

一日最大配水量及び一日最小配水量はともに減少いたしまして、一日平均配水量も4万3,004立方メートルで、238立方メートル、0.6%減少となっております。

一番下段に記載でございますが、供給単価でございますが、169円33銭、前年度よりも0.03円下がりましたが、給水原価は155円37銭ということで、前年度よりも4.25円上がっております。

次に、18ページにまいりまして、(2)事業収入に関する事項といたしまして、前年度と

の比較でございます。

比較の部分で申し上げますと、営業収益でございますが、3,351万4,556円、1.3%の減収でございます。

内訳でございますが、給水収益は1,386万8,190円、0.6%の減収となっております。有収水量が8万3,702立方メートル減少したことが要因でございます。

次に、受託工事収益でございますが、216万9,260円、9.7%の減収となっております。こちらは給水装置工事の設計及び工事検査手数料が187万円の減収、給水工事収益の路面復旧費が29万9,260円の減収となっております。

次に、分担金でございますが、1,955万8,000円、19.6%の減収となっております。平成30年度は申請が前年度よりも215件減少し、減収となっております。

次に、公共下水道負担金でございますが、310万3,318円、4.6%の増収となっております。こちらは負担金対象調定件数は増加し、負担金単価も前年度より7円上昇し、増収となっております。

次に、その他営業収益でございますが、102万2,424円、37.1%の減収でございます。こちらは主に消火栓修繕工事が減少し、関係市負担金が減収となっております。

次に、営業外収益でございますが、226万2,260円、0.9%の減収でございます。

内訳といたしまして、受取利息及び配当金でございますが、33万円、52.4%の減収でございますが、こちらはマイナス金利で国債等の新規運用ができず減収でございます。

次に、他会計補助金でございますが、7万6,000円、5.0%の増収でございます。こちらは前年度に支給した児童手当に対します両市からの負担金でございます。平成30年度は支給対象児童が減少しておりますが、前年度に年度の途中から支給を開始した児童が2名おりましたことから、平成30年度は増収となっております。

次に、長期前受金戻入でございますが、186万613円、0.8%の減収でございます。こちらは償却資産の取得額のうち補助金や工事負担金等の割合分を資産の減価償却にあわせて収益化したものでございます。本年度は減価償却分は増加しましたが、除却分の戻入額が減少となっております。

次に、雑収益でございますが、14万7,647円、1.4%の減収でございます。こちらは主に石綿セメント管負担金の減少によるものでございます。

次に、特別利益の過年度損益修正益でございますが、19万8,509円の皆増でございます。こちらは過年度における固定資産の計上違い等によるものでございます。

合計といたしまして3,557万8,307円、1.2%の減収でございます。

次に、(3) 事業費に関する事項でございますが、こちらも比較の部分で申し上げます。

営業費用でございますが、5,230万9,989円、2.2%の増加となっております。

内訳でございますが、原水及び浄水費で1,343万3,707円、1.3%の増加となっております。こちらは主に浄水場の電気料金の単価の値上げによる動力費と委託料が増加したことによるものでございます。

次に、配水及び給水費4,685万9,249円、16.1%の増加でございます。こちらは主に修繕費で、漏水修理費用や検定満期水道メーターの増加と委託料や路面復旧費の増加によるものでございます。

次に、受託工事費266万3,807円、11.8%の減少となっております。こちらは主に給水工事による路面復旧費と委託料の減少によるものでございます。

次に、業務費でございますが、335万8,958円、2.6%の増加でございます。こちらは主に給与費と委託料の増加によるものでございます。

次に、議会費でございますが、1万8,705円、0.4%の減少となっております。

次に、総係費ですが、2,181万4,751円、12.7%の減少でございます。こちらは主に給与費、印刷製本費、委託料、退職手当負担金の減少によるものでございます。

次に、減価償却費でございますが、2,553万4,967円、3.4%の増加でございます。こちらは主に配水管等の構築物、機械及び装置が増加となっております。

次に、資産減耗費でございますが、1,237万9,629円、63.9%の減少でございます。主に非常用自家発電設備の除却費の減少によるものでございます。

次に、営業外費用でございますが、818万1,203円、23.7%の減少でございます。こちらの内訳といたしまして、支払利息及び企業債取扱諸費813万2,683円、24.6%減少となっております。これは企業債の償還が進み、支払利息が減少したことによるものでございます。

次に、雑支出でございますが、4万8,520円、3.4%の減少でございます。主に車両買いかえに伴う不用品売却原価が減少したことによるものでございます。

次に、特別損失の過年度損益修正損でございますが、7万4,050円、皆増でございます。こちらは過年度における減価償却費の計上不足によるものでございます。

合計といたしまして4,420万2,836円、1.8%の増加でございます。

次に、22ページにまいりまして、キャッシュ・フロー計算書でございます。こちらは平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間における現金及び預金の増加及び減少を、そ

れぞれ業務活動、投資活動及び財務活動の3つに区分してあらわしたものとなっております。

23ページが一番下でございます資金期首残高は平成29年度の貸借対照表の現金及び預金の額と一致したものとなっております。また、資金期末残高は平成30年度の貸借対照表の現金及び預金の額と一致したものとなっております。今期のキャッシュ・フロー計算書上での資金の動きは1億4,988万7,293円の増加となっております。

次に、28ページにまいりまして、先ほど貸借対照表等でご説明申し上げました固定資産の明細ということで、(1)有形固定資産明細書でございます。年度当初の現在高、年度増加額、減少額、当年度末残高、それに減価償却累計額の状況、それに伴います年度末償却未済高が195億9,838万2,542円ということで、貸借対照表の数字と一致してございます。(2)が無形固定資産の明細でございます。

下段に移りまして、企業債明細書でございますが、平成30年度は財務省財政融資資金で2件の借入が償還完了となっております。新規借り入れはございませんで、償還の状況が31ページにわたって記載してございます。

31ページで、合計の欄でございますが、企業債の未償還残高の合計が8億3,460万6,828円となったところでございます。

以上で決算書の説明を終わりとさせていただきます。

次に、決算参考資料の説明をさせていただきます。

2ページ、3ページ目をお開きいただきたいと思います。

2ページの1、平成30年度決算の概要といたしまして、(1)供給単価及び給水原価ですが、有収水量1立方メートル当たりの販売単価である供給単価が、製造する原価である給水原価を13円96銭上回るという状況でございます。

次に、(2)総収益対総費用の比率でございますが、今年度は3.5ポイント下降いたしまして、114.7%という状況でございます。

次に、(3)有収率でございますが、前年同率の92.3%という結果となりました。

次に、2、業務の状況でございますが、上段は桶川市、北本市、区域外ごとの給水人口をお示ししてございます。下段の1人1日当たりの使用水量は280リットルとなりまして、前年度比で1リットル減少となっております。

次に、6ページにまいりまして、(2)費用構成表でございます。こちらは水道事業費用の税抜き決算額を予算の節別の項目にて集計したものでございます。前年度と比較して増加した項目が、委託料、修繕費、動力費、路面復旧費、材料費、減価償却費で、減少した項目

は、主に薬品費、退職手当負担金、支払利息及び企業債取扱諸費、資産減耗費でございます。なお、この表中の減価償却費は給水原価を算出するため長期前受金戻入額を控除後の金額となっております。

小計に受託工事費と不用品売却原価、長期前受金戻入額、特別損失を加えました合計といたしまして4,420万2,000円の支出増となっております。

次に、7ページにまいりまして、資本的収支の状況でございます。こちらの文章につきましては省略とさせていただきますが、下のほうに記載してございますのは翌年度への繰り越し工事の内訳でございます。法第26条の規定による繰越額2億1,394万8,000円の内訳につきましては、工事が3件となっております。

次に、12ページにまいりまして、(3)比較資本的収入支出でございます。こちらは予算の目の項目で、前年度の決算と対比したものとなっております。こちらにつきましては、税抜きの比較額についてご説明をさせていただきます。

資本的収入でございますが、関係市負担金が前年度に比べまして248万58円、25.8%の増収でございます。こちらは消火栓設置費の負担金でございますが、設置件数の増加により増収となっております。

次に、補助金でございますが、466万円、73.7%の増収でございます。こちらは生活基盤施設耐震化等補助金でございますが、災害時の避難所等までの管路の耐震化工事に対します補助金でございます。対象工事件数の増加により増収となっております。

次に、工事負担金でございますが、2,105万4,053円、83%の減収でございます。こちらは、公共下水道工事及び土地区画整理に伴う配水管布設工事の減少により減収となっております。

次に、分担金でございますが、838万2,000円、19.6%の減収でございます。こちらは前年度よりも申請件数が215件減少しましたので、減収となっております。

合計といたしまして2,229万5,995円、26.5%の減収となっております。

次に、下の資本的支出でございますが、建設改良費でございます。1億4,855万3,874円、16%の減少となっております。

内訳といたしまして、石綿セメント管更新事業費でございますが、963万9,904円、2.1%の増加でございます。こちらは工事件数は5件減少しましたが、前年度に布設した工事の舗装本復旧を30年度に実施しましたので、支出が増加となっております。

次に、配水設備費でございますが、3,033万6,850円、490.1%の増加でございます。こちらは、工事件数が2件増加しましたし、また、区画整理組合への負担金が発生したことによ

り支出が増加となっております。

次に、配水支管整備費でございますが、1,037万3,000円、11.9%の減少でございます。こちらは、工事件数の減少により支出が減少となっております。

次に、工事請負費でございますが、1,792万円、82.1%の減少でございます。こちらは、公共下水道工事及び土地区画整理事業に伴う配水管布設工事の減少により支出が減少となっております。

次に、原浄水設備改良費でございますが、2億907万円、80.8%の減少でございます。こちらは、主に前年度に中丸浄水場非常用自家発電設備更新工事があったため、支出が減少となっております。

次に、配水設備改良費でございますが、7,184万1,000円、191.9%の増加でございます。こちらは主に配水管の布設がえ工事の件数が増加したことにより支出が増加となっております。

次に、建物建築費でございますが、300万円、皆増でございます。

次に、事務費でございますが、629万3,508円、16.2%の減少でございます。こちらは主に委託料で、前年度には連絡送水管基本計画策定業務があったため、支出が減少となっております。

次に、営業設備費でございますが、1,971万5,120円、82.9%の減少でございます。こちらは、主に前年度には公営企業会計システム用機器の更新や空調設備の更新などがありましたが、30年度は支出が少なく減少となっております。

次に、企業債償還金でございますが、2,046万9,190円、7.5%の減少でございます。こちらは企業債の新規借り入れはなく、償還が進み、支出が減少となっております。

合計といたしまして1億6,902万3,064円、14.1%の減少となっております。

その下の補填財源でございますが、先ほど決算書のほうで申し上げた不足額を補填した内容を記載してございます。

次に、14ページにまいりまして、5、繰入金の状況でございます。

繰入金の総額は1,452万6,706円で、前年度に比べ132万6,725円、10.1%増加しました。これは全額、桶川市及び北本市からの繰出基準に基づいた繰入金で、児童手当負担金、消火栓補修の維持管理費及び新設の消火栓設置費になっております。

6、供給単価及び給水原価の状況は、先ほど申し上げたとおりの内容でございますが、給水原価の比較を見ますと、主に減価償却費と修繕費、それから委託料等が増加したことによ

り、給水原価が4円25銭上昇となっております。

次に、18ページでございますが、(1)比較貸借対照表でございます。

こちらは資産及び負債資本を項目別に前年度と対比させたものとなっております。増減額で申し上げてまいります。

最初に、1の固定資産でございますが、固定資産合計1億1,908万600円、0.6%の増加でございます。

次に、2の流動資産合計1,647万9,350円、0.6%の減少でございます。

資産合計といたしまして1億260万1,250円、0.5%の増加となっております。

次に、右のページの3の固定負債合計でございますが、2億2,117万3,796円、18.2%の減少でございます。

次に、4の流動負債合計123万6,057円、0.2%の増加でございます。

次に、5の繰延収益合計4,457万3,170円、0.8%の減少でございます。

負債合計といたしまして2億6,451万909円、3.5%の減少となっております。

次に、6の資本金でございますが、2億7,130万9,722円、2%の増加でございます。

次に、7の剰余金合計9,580万2,437円、5.9%の増加でございます。

資本合計といたしまして3億6,711万2,159円、2.5%の増加でございます。

負債資本合計といたしまして1億260万1,250円、0.5%の増加となっております。

以上で参考資料のほうの説明を終わらせていただきます。

最後に、お手元にA4、1枚のこちらの用紙なんですけれども、資本的収入支出推移、補填財源推移の表をお配りさせていただいております。こちらをごらんいただきたいと思っております。

この表は平成26年度から平成30年度までの推移となっております。一番右が平成30年度でございます。1、資本的収入の合計が6,458万8,000円、2、資本的支出の合計が10億8,900万7,000円でございますので、3、収支不足額が10億2,441万9,000円となっております。次に、下の補填財源推移の表でございますが、1、期首補填財源が21億936万1,000円でございます。2、当年度発生額が9億7,703万7,000円、3、当年度使用額が10億2,441万9,000円でございますので、4、補填財源の翌年度繰越額は20億6,197万9,000円となったところでございます。補填財源の翌年度繰越額は年々減少しているところでございます。

以上をもちまして第8号議案の補足説明を終わりとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（加藤勝明君） 補足説明が終わりました。

---

△監査委員の決算審査報告

○議長（加藤勝明君） 次に、日程第5、監査委員に決算審査報告を求めます。

岡田監査委員。

○監査委員（岡田 忠君） 皆さん、おはようございます。監査委員の岡田です。

決算審査報告を申し上げます。

お手元の意見書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成30年度桶川北本水道企業団水道事業会計決算審査意見書

第1、審査の概要

1、審査の対象 平成30年度桶川北本水道企業団水道事業会計決算

2、審査日 令和元年7月10日（水）

3、審査の手続 決算審査に当たっては、企業長から提出された決算書類が水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳票及び証拠書類との照合等のほか、必要と認める審査手続を実施した。

さらに、水道事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として考察した。

第2、審査の結果

1、決算諸表について

審査に付された決算諸表は、関係法令に準拠して作成されており、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められる。

2、経営状況について

（1）経営成績及び5ページにございます（2）財政状態、そして6ページからの（3）建設改良工事については説明を省略させていただきまして、まことに恐縮ですが、7ページの第3、総論に移らせていただきます。

第3、総論

1、収益的収支について。

総収入は前年度と比較して3,557万8,307円減収となった。これは、給水収益、受託工事収益、分担金が減収したことが要因である。

総支出は前年度に比較して4,420万2,836円増加となった。これは、原水及び浄水費、配水



及び給水費、業務費、減価償却費が増加したことが要因である。

この結果、総収入28億6,472万2,513円に対し、総費用は24億9,761万354円となり、純利益は前年度と比較して7,978万1,143円減益の3億6,711万2,159円となった。

## 2、資本的収支について。

総収入は前年度と比較して2,297万7,825円減収となった。これは、工事負担金、分担金が減収となったことによるものである。

総支出は前年度と比較して1億8,092万3,859円減少となった。これは、配水支管整備費、工事請負費、原浄水設備改良費、事務費、営業設備費、企業債償還金が減少したことが要因である。

この結果、総収入6,458万8,004円に対し、総支出は10億8,900万6,604円となり、差し引き10億2,441万8,600円の不足額が生じたが、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金、過年度分損益勘定留保資金により補填されている。

## 3、まとめ

(1) 平成30年度は人口及び有収水量が減少した。今後も人口及び水需要の減少が予測されるため、給水人口及び有収水量の動向を注視しながら事業運営に努めていただきたい。

(2) 有収率（年間配水量のうち、料金収入として還元される水量の割合）は、前年度同率の92.3%となった。水道事業にとって有収率の維持向上は重要課題であるため、今後とも漏水を早期発見し、修繕を実施し、さらに老朽化した管路の更新を進めていただきたい。

(3) 大規模地震に備え、計画的に水道施設の更新を実施し、地震に強い水道施設を構築していただきたい。なお、石綿セメント管更新事業については、なるべく早い時期に更新が終わるように内部留保資金の状況も勘案しながら、計画的に事業を実施していただきたい。

(4) 自己水施設は、渇水及び災害時のバックアップ用施設として重要な施設である。自己水施設の整備には多額の費用を要するため、将来の水需要予測に基づき、計画的に実施して、自己水源の確保に努めていただきたい。

(5) 企業団の経営状況は、現在のところ良好ではあるが、給水収益が減少し、老朽化した水道施設の更新や修繕等の課題が山積している。今後厳しい経営環境が予測される中、水道事業基本計画で掲げている「市民から信頼され続ける水道」の実現を目指し、一層の経費の抑制に努めながら、計画的な施設の更新と効率的な事業運営を要望する。

以上です。

○議長（加藤勝明君） ありがとうございます。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時といたします。

(午前10時50分)

---

○議長（加藤勝明君） それでは、ここで休憩を解いて会議を再開いたします。

(午前11時00分)

---

△一般質問

○議長（加藤勝明君） 日程第6、一般質問を行います。

---

◇ 中 村 洋 子 君

○議長（加藤勝明君） 通告順に従い、中村洋子議員の質問を許可いたします。

中村洋子議員。

○5番（中村洋子君） おはようございます。

職員の皆様には日ごろの活動、また先日の防災訓練での活動、感謝申し上げます。私も水道議員になって13年目ということになりますが、毎回この予算決算の中で一般質問をさせていただいております。非常に日ごろの生活の中で気になったこと、そういうことを率直に一般質問に向けて職員の方と打ち合わせをしながらやらせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、北本市内の西側を流れる江川があるわけですが、その川を水道管が布設されているのが見えます。私の住んでいる地域、本町8丁目なんです、そのところの江川にやはり水道管が渡っているところが漏水を起こしたという時期がありました。消防自動車や工事の方が12月にいろいろ対処していたわけなんです、非常に見るところ老朽化が進んでいるなということで感じられました。

そこで、件名1です。江川にかかる水道管の更新の見通しを伺います。そこ1本だけではなく、何本かやはり江川を渡している水道管があつて、ガス管もあるわけなんです。それで、ガス管のほうは非常にステンレス製の管があつて、水道管は非常に地味にどこまで老朽されているのわからない状況で今あるということで、現状を伺いたいと思います。

それから、件名2ですが、やはりまちを歩くとガス工事だったり、水道工事だったり、あと下水道工事だったりということで、年間を通してさまざま工事が行われているわけですが、やはりその水道工事と下水とガス工事の中でどのようにコントロールしながらやっているの

かということで疑問に思いましたので、件名2で伺いたいと思います。道路占用管理者というやはり北本市、桶川市というところではあるようなんですが、その調整会議についてどのような内容になっているのか伺いたいと思います。

件名3、職員の採用の計画について、今職員が40名ということでお聞きしておりますが、やはり年々職員数は減っているという状況が見られます。そういう中で、やはり採用状況、また女性、男性、技術者なのか、一般事務なのか、そういうことで伺いたいと思います。

1回目、以上です。よろしく申し上げます。

○議長（加藤勝明君） 中村洋子議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○副参事兼施設課長（河野宏之君） 質問事項1、2につきましては、一括にてお答えさせていただきます。

昨年の暮れの12月30日の漏水でした。水路を横断している配水管の先端部に設置してある空気弁の劣化によるものです。補修弁で止水し、フランジぶたを設置して修理は完了いたしました。その路線につきましては、水路横断部を含めた配水管の布設替え工事を今年度予算計上しており、施工業者も決まり、9月下旬ごろから施工予定になっております。また、江川のほかの水路を含む横断箇所につきましても、今後は布設年度を精査し、老朽化の状況に応じて布設替え計画を構築していきたいと考えております。

道路占用者調整会議についてお答えいたします。

毎年4月に市の道路課が主催で水道企業団、新日本ガス等で、NTT、下水道課といった道路に埋設する関係機関が一堂に集まり、工事路線の概要説明をする機会がございます。同じ路線で工事が重複した場合など、沿線住民のご負担を最小限にするために、施工時期の調整をするための会議でございます。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 総務課長。

○総務課長（堀 和行君） 質問事項3、職員の採用の計画について、質問要旨、男女問わず採用するのかについてお答えさせていただきます。

当企業団の平成21年度から平成30年度までの過去10年間の採用実績を見ますと、採用者数は19名、うち女性が5名、割合は26%になっております。これまで職員採用は男女の区別なく募集を行い、採用試験を実施しております。

また、本年度は職員採用試験を予定しております。募集内容につきましては、職種は一般事務職、募集人数は2名、試験は10月に筆記試験、11月に面接試験を予定しております。採用に当たりましては、性別に関係なく、本人の適性と能力のみを基準として採用選考を行ってまいります。

なお、平成31年4月1日現在の当企業団の職員数は40名で、うち女性職員は9名で、職員全体の23%でございます。

次に、技術者特定ではないのか伺うについてお答えさせていただきます。

当企業団で採用された職員は、他団体への異動がありませんので、水道事業の専門職員としてじっくり育成することができます。技術職で採用された職員でも総務課や業務課に配属されますし、一般事務職で採用された職員であっても施設課、浄水課等の現場に配属され、水道事業を幅広く経験して知識を身につけております。また、一般事務職で採用された職員が技術系部署に異動した場合には、職場の先輩職員の指導のもと、工事の設計や現場管理などの専門知識や技術の習得を図り、水道のスペシャリストとして人材育成しております。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 中村洋子議員。

○5番（中村洋子君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

江川にかかる水道管の更新の見通しということで伺ったんですが、水道管は何カ所あるのでしょうか。順次工事をしていくのか2回目伺いたいと思います。

それから、その調整会議というのは、やはり臨時の調整会議というのが緊急で行われるとか、そういうことがあるのでしょうか。

件名3については、やはり男女問わず採用していくのかということに対しては、採用については決めてないという状況の回答がありました。なかなか技術者が今なり手がいないという状況というのがあるかと思うんですけれども、水道企業団の中で技術というのが必要とされるという状況があるかと思うんですが、採用後にどのような研修でそれを習得していくのかということも2回目でお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤勝明君） 中村洋子議員の2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○副参事兼施設課長（河野宏之君） お答え申し上げます。

江川に関しまして、ほかの水路を水道管が渡っている箇所についてですが、北本市内の地域におきましては、江川に関しましては9カ所ございます。これも順次先ほど申し上げましたように、水路を渡っている配水管は左右に必ず仕切弁を設置しておりますので、万が一漏水したときには対症療法としてそのバルブを閉めて修理ということを考えております。

また、2回目の質問で、道路占用者調整会議、毎年年度初めの4月に行うと申し上げましたが、また道路の修繕工事で沿線住民から苦情があったときに、例えばこのAからBまでのスパンを補修修繕をかけるという話も数年に1回舗装かけた後は水道管の布設がえ工事が困難になりますので、そういう臨時の会議も数年に1回あります。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 総務課長。

○総務課長（堀 和行君） 一般事務職採用の職員の技術の習得についてお答えさせていただきます。

技術系部署に配属された職員は、先輩職員からの指導により設計積算、図面作成、また職場での作業工程や材料等を見て触って体験して技術を習得しております。このような職場での人材育成のほか、知識、技術等を学ぶ技術系の研修といたしまして、日本水道協会の各支部で行われております技術研修や技術継承研修、漏水防止講座、水道基礎講座、それから国・県で行われております水道技術管理者研修、水質に関する研修会、水質管理計画に基づく浄水処理に関する研修会などの研修に参加して、技術の習得を図っております。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 以上をもちまして、中村洋子議員の質問を終了いたします。

---

◇ 佐 藤 洋 君

○議長（加藤勝明君） 次に、佐藤洋議員の質問を許可いたします。

佐藤洋議員。

○10番（佐藤 洋君） 皆さん、こんにちは。10番の佐藤洋でございます。

加藤議長のお許しをいただきまして、ただいまから一般質問をいたします。

桶川と北本という自治体が2つで運営をしている企業団です。この議会もすごいやはりうちの桶川の議会と北本の議会は違う。手を挙げたそこで10番、佐藤洋、こういうのは桶川ではないんですね。桶川ではぱっと出てきて立って言う。今、一応、北本方式でやらせていただきました。

そういうように自治体が2つで運営をするということは、やはり管理者も副管理者も大変だと思っんですね。やっぱり自治体が違うというところで、1つの目的を持ってやるというのはかなり困難なことがあると思います。うちの桶川では、水道企業団、衛生組合、それから県央、きょう新聞で話題になっている吉見の循環組合、9つだとやっぱり大変だなという感じが小野市長の顔を見るとよくわかる気がいたします。決してだめになったわけじゃないんですよ。これからどうなっていくかはまだまだわかりません。

それはさておき、では、1回目の質問の中で、特に民営化の問題についてちょっとお話しをさせていただきたいと思います。

昨年の12月に、国会で水道法の改正がなされました。私たち、水道ということになりますと、家庭で蛇口をひねれば水が出る、要するに安心して安全な水をいつでも供給をしていただいて、そしてそれを私たちは使える、この大切さとかありがたさは、毎日繰り返していくと、もうわからなくなって当たり前になってしまうんですね。

しかし、最近、日本列島でいろんな災害が起きると、一番先に出るライフラインは水道ですね。水道、そして電気と、こういうふうになってまいります。水道、電気は本当に、給水車が来て、あちこちでバケツを持ったりしながら並んでいる姿がさっと出ます。

そういう中で、水道が一番大切な事業でございますけれども、一番逆に市民が考えていない、当たりの事業だと思っんです。そういう点で、執行部は当たりのことを当たりにやって、評価を別にされるわけじゃないんですよ。当たり前が当たり前じゃなくなったとき、おまえら何やっているんだというふうになると思っんです。

そういう意味で今回の水道の民営化は、国のほうで考えたことは、人口減少化傾向の中で、今後使用量も減っていく中で、どうやってその水を供給するかということになれば、最終的に民間の知恵、また民間の技術、そういうものを利用しながら、この行政的な責務を民間の力をかりながら再度やっていきたいというのが国の考え方かと思っんです。

しかし、一般的に市民の皆さんから見ていたときには、公営でやっている分には、やはり安心・安全、料金もそんなに高くなくやっていただけるという信頼性があると思っんです。しかし、民間がやるということになると、採算性が合わないことを果たして民間がやるのかという議論になると思っんです。そういう意味では、今、民間の話が出ているのは、静岡県でいえば大きな浜松、そして、技術的なことといえば東京都の水道局、こういうものを含めまして、かなり大規模な都市の民間の議論が出ていると思っんです。

しかし、一方では、いわゆる消防もごみも水道も広域化の問題が出ています。そして、そ

の広域化がもし実現をしていけば、別に埼玉県はこの真ん中に位置する桶川北本水道企業団が万が一、上尾から、熊谷から、鴻巣からとかいうことになれば、そういう民営化議論も出るかというふうに思います。そういう意味で、今はこの水道ビジョンの中でも直接民営化というものについては踏み込んだ議論はしていませんけれども、将来は必ずそういうような議論になるかと思います。

そういう点で、まず、民営化の市民、国民の関心ということで、インターネットで出ていました。ミツカン、これは民間の企業ですけれども、ミツカンが水の文化センターでやった調査を載せています。1,500人の意識調査です。首都圏、東京と大阪と中京圏の3つのゾーンで1,500人を選んでアンケートをやったことが出ています。

まず、水道法の改正、知っていますかで「知らない」が63.1%でございます。それから、水の安定供給についてどうなるか、「よくなる」と答えたのは12%です。「悪くなる」が22%です。そして、「変わらない」が39で、「わからない」が21ですから、約60%がこの水道法の改正についてわからない、よく知らないところから、中身がはっきりわかっていないということがうかがえます。

さらに、水道料金を聞きましたら、「悪くなる」と答えた方が36%いらっしゃいました。そして、「変わらない」という方が27%でございます。「よくなる」はたった17%しかありません。これはやはり先ほど言いました民間が入ってくれば採算が合うようにするということが水道料金を上げざるを得ないことになるのではないかという市民の不安があるかと思えます。

それから、一番大事な水の安全性ですけれども、「悪くなる」と答えた方が26%もいらっしゃいます。そして、「よくなる」がたった15%でございます。そして、「変わらない」が38%ですから、これもやはり民間が入ることによって、利益の追求でこういう不安があるというような一つの答えだというふうに思います。

そういう点で、まず1点目の中で、当企業団として民営化について、今後どういうふうに考えていくか、そのことを1回目、お答えいただきたいと思えます。

2つ目としては、将来の展望の中で、先ほどちょっと言いましたけれども、ここ10年、15年というような一つの流れの中では、なかなか民営化ははっきり出てこないと思えますけれども、将来どのようなことを考えていらっしゃるかをお答えいただきたいと思えます。

それから、大きな見出しの2番目の市民計画を積極的にということで質問をさせていただきます。

1 番目は、水道の現状をどう PR するかということでございます。

当企業団は、今、皆さんもご案内のようにホームページ、そしてまた水道の広報、そして施設見学、さらに桶川と北本でやる防災訓練等には企業団の職員が積極的に、休日の中、市民に PR をしていただいております。しかし、このような PR にもかかわらず、先ほど言いましたように、水は当たり前のように出て当然、何かあったときということになりますので、このような市民 PR がやはり一番肝心なことだと思っております。

例えば、あつてはならないと思えますけれども、大きな地震が起きたときにどうするのか。それから、万が一、供給人口が減って水の買う値段が上がった場合に、市民の皆様をお願いをする値上げの問題、こういうときには常に市民の方々にきちっと市民啓発をしていかない限り、なかなかご理解がいただけないと思えます。

そういう点では、1 番目として、この市民 PR。今やっているものよりさらに積極的にやるような意思があるかどうか、お伺いをいたします。

それから、次に、災害時における当企業団の体制と PR でございます。

いわゆる水道ビジョンの基本の中に、きちっと実は災害のときについてうたっております。災害のときに、北本さんも桶川もやはり給水所がどこにあるのか、そういうものをきちっとやはり明示しています。それから、1 台が 2 台になりましたけれども、給水車も当企業団では持っております。

しかし、最大震度 7 の地震が訪れたときには、約 90% 近くが水の供給ができない状態になります。今まで本市が、桶川市と北本市が経験したのは 3. 11 のときの震度 5 強でございます。震度 5 強はこれからも起きるかなと思えますけれども、万が一、震度 7 が来たときには、桶川北本水道の 9 割の方々が水で困ります。

しかし、考えてみてください。震度 7 は、今あちこちで起きている実は災害でございます。特に言われるのは、まさかこんな場所で起きるとは思わなかったということがよく言われます。とりわけ、大宮台地の上にあつて、意外と桶川、北本は災害が起きたときでもそんなに大きな災害にならないなという市民の皆様の意識と、私たち議員、また行政の意識もそういうふうなものがあると思えます。しかし、現実には 7 が起きたときには、てんやわんやどころか大変なことになるとということが予想ができます。そういう点では、市民の皆様にもやはり危機管理みたいなものをきちっと訴えていく、水道ビジョンの 2-1-5 の項目にきちっと出ておりますので、それをさらにどうやって市民に普及するかどうか、これが一番大事なことでというふうに思えます。



そして、2-3の中では、水道のいわゆる安心・安全のPR、この形態をさらに区長さんとか、それから両市の防災委員さんだとか、それからPTAの皆さん、このような本当に市民生活を支えてくれている地域の役職員の皆様も含めて、企業団として膝を交えて、もし万一が災害が起きたときには、安心して安全な水を供給するのはどうしたらいいかをひとつ協議をしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、私たちはペットボトルを自動販売機で100円、110円、120円で買っています。安心・安全なものはペットボトルだと思い込んでいます。しかし、皆さん、そうじゃないんです。桶川北本水道企業団が供給している水が一番安全なんです。しかし、冷やして、自動販売機から冷たく出ればおいしく感じます。これは企業団の皆さんも言っていますけれども、企業団の水をコップに入れて冷蔵庫に入れていただいて、水道のペットボトルと比較して飲んでみてください。どっちがおいしいかということになると、企業団のPRではないですけれども、我が方が勝ちだというふうに言っています。

そういう意味では、安易に水が手に入るということも実は、今のこの水道に対する考え方の一つかなと思います。安心して安全な水を私たちは低額な料金で受け取っている公営企業としての桶川北本水道企業団、これをもう一度市民の皆様にご伝達をしていくことが、災害に対しての一つの防波堤になるかというふうに思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（加藤勝明君） 佐藤洋議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀 和行君） 質問事項1、要旨1についてお答えさせていただきます。

昨年12月に水道法が改正され、水道事業の基盤強化を図るため、広域連携の推進、適切な資産管理の推進、民間の技術力や経営ノウハウを活用できる多様な官民連携の推進などの施策が掲げられました。ご質問の民営化につきましては、この多様な官民連携の推進の1形態であるコンセッション方式のことです。コンセッション方式は、水道施設の所有権を地方公共団体が所有したまま民間企業に水道事業の運営を委ねる制度です。

平成30年度末の当企業団の給水人口は14万1,856人で、水道事業の中では中規模事業者となっております。民間事業者が水道事業を運営するには、できる限り効率化を図り、スケールメリットを生かした経営となりますが、当企業団の事業規模では民間事業者が事業経営するには規模的に難しいのではないかと考えております。

次に、要旨2についてお答えさせていただきます。

改正水道法においては、国は水道の基盤強化のため基本方針を定め、都道府県は水道の基盤の強化に関する計画、水道基盤強化計画を定めることができることになりました。この計画を見据え、広域化の推進方針及びこれに基づく当面の具体的な取り組みの内容やスケジュール等を記載した水道広域化プランの策定、公表が求められております。このことから、埼玉県は広域連携の推進役として、広域化に向けてさらに推進を図るものと推測されます。

水道事業の効率化を図る上では、将来的にはコンセッション方式等の官民連携を視野に入れることも必要と考えますが、1事業体での対応ではなく、まずはスケールメリットを生かした広域連携について検討していくべきと考えております。当企業団としましては、現在設置されております埼玉県広域化実施検討部会第9ブロックにおいて、今後も県指導のもと、引き続き検討を重ねてまいりたいと思っております。

次に、質問事項2、要旨1についてお答えさせていただきます。

近年の水道事業を取り巻く社会情勢は大きく変化し、人口減少や市民意識の変化などにより水需要が低迷し、厳しい経営環境にあります。このような中、老朽化した施設が更新時期を迎え、また災害時にも対応できる水道システムを構築していかなければなりません。このような状況に対し企業団では、市民の皆さんの暮らしや都市活動を支えるライフラインとしていつでも安全な水を安定的に供給するため、計画に基づいた事業経営に取り組むことができるように水道事業基本計画（水道事業ビジョン）を策定し、ホームページに公表しております。

また、井戸の改修などの水道施設の更新、石綿セメント管を初めとする老朽管の耐震化、応急給水所の紹介などの災害対策、決算や経営分析などの経営状況等、すいどうだよりやホームページを通じて情報を発信しております。

今後も水道に対する関心を高める工夫をしながら、すいどうだよりやホームページなどを大いに活用してまいりたいと考えております。

次に、要旨2についてお答えさせていただきます。

近年では、自然災害による水道の被害が多く見受けられ、昨年は大阪府北部を震源とする地震や北海道胆振東部地震、また台風21号を初めとする大雨による水道施設の破損や断水に見舞われました。このような状況の中では、水の確保は重要となります。企業団において、災害時には最小限必要な量の飲料水の供給を実施し、また速やかに水道施設の被害状況を把握し、復旧作業に取りかかることとしております。

しかし、災害への対応は、日常において準備することも大切となりますが、このようなことから市民の皆さんに、万一に備えて、日ごろから水のくみ置きのお願いや、給水タンク車などによる応急給水の活動先となる指定給水所がわかるマップをすいどうだよりに掲載しております。この情報は、水道のしおりにも掲載されておまして、水道週間や防災訓練などのイベント時の配布物は無論のこと、水道を新たに使用するお客様に対しましても、開栓時に投函して周知しているところでございます。

また、災害時に備え、両市の防災訓練への参加のみならず、招集訓練や応急給水訓練を企業団独自でも行っております。応急給水訓練の様子はすいどうだよりでも紹介しているところでございます。

次に、要旨3についてお答えさせていただきます。

毎日の生活に欠かすことのできない水ではありますが、蛇口をあければいつでも使える便利な生活になれば、大切さを忘れがちで、地震や渇水等の災害時に改めてそのありがたさを感じるところでございます。水道週間や水の日に関しては無論ですが、日ごろからすいどうだよりやホームページにおいて、水道水についての情報を発信しております。また、特に施設見学会では、ふだん見ることのできない施設を見学しながら、安全・安心な水道水をどのようにしてつくられているのかを知っていただき、関心を深めていただいているところでございます。

施設見学会や親子水道教室に参加された方には、PR用グッズとして飲み水ができるまでの仕組みが描かれているA4のクリアファイルと企業団の名前の入ったシャープペンなどもお配りしております。

今後もすいどうだよりやホームページ、各種イベント等において、市民に向けて積極的に情報を発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 2回目の質問を許可いたします。

佐藤洋議員。

○10番（佐藤 洋君） それでは、1回目の答弁ありがとうございました。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、大きな1-1の関係でございますけれども、広域化の実施検討委員会について何点が再質問をさせていただきます。

まず、1番目は、どのようなブロックで構成をされているのか。2番目に、今までの検討

内容はどんな内容であったか。そして、3番目に、今年度の取り組みがどういうふうになっているのか。これをお答えいただきたいと思います。

それから、大きな2-2でございますけれども、先ほども言いましたように、水道事業の基本計画の中で、2-1のところでは危機管理についてということで、ここにありますがけれども、先ほど言いました指定給水所だとか、それから被害の想定といわゆる結果、そういうものが全部ここに出ております。このようなものをできれば市民の皆さんにコンパクトな形にして、チラシをつくって、市民にPRをしてみたらどうか。特に指定給水所については、PRの徹底が必要だと思います。

北本市さんでもそうなんですけれども、なかなか新しく入ってきた人たちには、いわゆるここでいうところのいろんな公共施設、私たちはもう市の職員も水道企業団の職員も公共施設というとぼつと頭にあそこだなと思いつかべるんですけれども、本当にうそみたいな話ですけれども、例えば僕の桶川西2丁目に住んで引っ越してきた方、桶川小学校ってどこなのと聞くんですよ。現実的にはそういう方々もやはり市民の方には多数いるかと思っておりますので、できれば指定給水所については、ちょっとお金かかるかもしれませんが、その地域にステッカー的なもので冷蔵庫にマグネットでぽんと張れるようなものをやりながら、常日ごろ何か起きたらここに水をもらいに行く、そういうことが市民に話題になるような、そういうPRの作戦をとってみたいかがかと提案をいたします。

それから、次に、2-2ですけれども、今言ったように、10万7,000人もの方々が実は断水人口になっております。そういう意味で、関東平野で震度7が起きたときは相当な混乱が予想されると思いますから、先ほどの指定給水所もいろいろ含めた形で少し企業団の中で、起きはしないとしたいと思いますけれども、起きたときの危機管理的なことを日常、話し合いをしていくようなことをやっていただきたいと思います。

最後になりますけれども、2-3のやはり桶川と北本の区長、先ほども言いましたけれども、防災組織の皆さん、そういう人たちが、まず地域のリーダーを積極的に施設見学会に来ていただいて、そしてPRもしていく、やはりこれも職員の労力とお金、財政面的なものがあるかというふうに思いますけれども、先ほども言いましたように、平時のときには見向きもしてくれません。しかし、何か起きたときには一番頼られるのが水道です。そういう意味では、社会的なこの業務の任務を考えた場合に、お金がかかるからだめだなんていうことは絶対ないです。逆に言えば、議会がびっくりするぐらいのPR予算、年間2,000万とは言わないけれども、そのぐらいのものを策定して出してくるような、そんなことをやらない限

りは、大災害のときに立ち向かっていく力が私はないというふうに思います。

以上で2回目の質問を終わりますけれども、11月に再選したら、また水道企業団に来たいことをお伝えをいたします。ありがとうございました。

○議長（加藤勝明君） 佐藤洋議員の2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀 和行君） 広域化実施検討部会についてお答えさせていただきます。

埼玉県では、将来の水道事業について、埼玉県水道基本整備構想に基づいて事業を進めております。基本構想には、埼玉県内を12のブロックに分け、各ブロックがそれぞれ平成42年を目標に水平統合または垂直統合を行い、将来的には県内水道の一本化を目指しております。

当企業団では、その中の第9ブロックに属しておりまして、構成団体は上尾市、鴻巣市、伊奈町と当企業団の2市、1町、1企業団となっております。また、第9ブロックでは、これまで、各事業体の現状把握や広域化についての方針などの意見交換を行いながら、まず資材の共同購入、料金システムの共同化、施設の再構築といった業務の共同化等を目指せるものはどのようなことがあるかを検討してまいりました。

この結果、企業団が属しております第9ブロック内に2つの専門部会を設立いたしました。1つは、水道メーターの共同購入や資材の一元化等、共同運用について検討する資材共同運用検討部会、また、もう一つは、アセットマネジメントを活用して、ブロックが1つになった場合の施設の更新需要や統廃合等の想定について検討するアセットマネジメント専門部会でそれぞれ検討を進めているところでございます。

今年度につきましても、引き続きそれぞれの専門部会において、実現の可能性について検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、危機管理についてお答えいたします。

市民の皆様に災害への対応について日ごろからPRすることは重要であると考えております。指定給水所のPRにつきましては、これまですいどうだよりや水道のしおり、ホームページ、そして防災訓練時にはボード掲示して指定給水所をお知らせしているところでございます。

また、現在、企業団で行っておりますイベントや両市で行われております防災訓練には、必ず水道のしおりをお配りしております。水道のしおりには、漏水の確認方法や防寒対策、料金の支払い方法や料金表のほか、災害時における指定給水所のマップも掲載された水道に

関する情報をまとめた冊子となっております。

しかし、水道のしおりは全戸配布は行っておりませんので、議員さんのご質問にあったように、指定給水所の場所を市民に周知するため、今後は指定給水所のチラシを別途作成し、全戸配布する必要もあると考えております。

次に、各桶川、北本の区長会、町内会、防災組織の皆さんの施設見学についてをお答えいたします。

もし災害が発生した場合には、各地域の防災組織の方々には大変重要な役割を担っていただくことになると思っております。当企業団では、安全・安心な水道水がどのようにしてつくられるのかを知っていただき、水道についての関心を深めていただく方法として、ふだん見ることのできない施設を見学していただいております。このようなことを水道週間以外でも各町内会や防災組織の方々にも見ていただけないか、今後このことを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 以上をもちまして、佐藤洋議員の質問を終了いたします。

---

◇ 星 野 充 生 君

○議長（加藤勝明君） 次に、星野充生議員の質問を許可いたします。

星野充生議員。

○4番（星野充生君） どうも、皆さんこんにちは。

本日最後の一般質問を行います。

私のほうからは、主には8月に配布されておりますこのすいどうだより8月号、こちらを見まして、そこからの質問というような形で、そして、そこを通して私が過去3回、一般質問で行ってきたことについての、また企業団側の考えと伺いますか、そういうところを確認していきたいなど、そのような形で質問を行わせていただきます。

要旨として1番のすいどうだよりなんですけれども、まずは、こちらのすいどうだよりには見学会、6月1日に施設の見学会を行ったということです。恐らくこの表紙がそうなんでしょう。老若男女にいろんな若い世代の方もどうやら参加しているというような状況が見てとれますが、その参加状況ですね。そして、それについての評価をまずは伺いたいと思います。

そして、このすいどうだよりの中にも、水の週間のことについて書かれておりました。こ

ここでは親子水道教室、これを実施したというようなことのようにですが、それでは、じゃ、今年度実施しました親子水道教室、これの参加状況とそれについての評価、これを伺いたいと思います。

そして、それぞれその見学会ですとか教室、こういった際にはアンケートも行ったと思います。そのアンケートの集計結果、これをまずは資料をいただきたいと思います。そして、その結果から見られるもの、これの企業団の見解を求めたいと思います。

そして、すいどうだよりの最後のページには、8月1日は水の日というような記事が載っております。この記事の中に、その水の日については、水の大切さについて考えてみてはいかがでしょうか、こういった締めめの文が載っていたわけなんですけれども、この水の大切さという、大切という表現が、これがまた実にいろんな意味でとられるものなんだろうかなと私はちょっと感じております。

それこそ生まれた場所ですとか、生活環境、そういった中で一体何をもって大切というのかというのが変わってくるのかなというふうにも思っております。私の生まれ故郷は香川県でございます。今度行くことになるようなんですけれども、その香川県、皆様はご存じのことだと思いますけれども、1年を通して雨が少ないんですよね。ことしは特に夏は雨が少なく、ことしはそうでもなかったかもしれませんが、夏になればもう全国ニュースでも渇水だ、断水だ、そういう話が流れたり、水が出ないからうどん屋が営業できないとかそういうようなニュースも、結構こっちにいてもそういうニュースが聞こえてくる。

それぐらい本当に、そういうところで育っていきますと、やっぱり水が大切というのは本当にもう、1滴たりとも無駄にしてはいけないという、そういうような感じで捉えているんですよね。特に私なんかはそういうような感じで育ってきまして、ですから、ここ最近の熱中症対策というものも必要なんでしょうけれども、街中でいわゆるミストシャワーとかというのをやるのは、何かちょっとうーんというのが正直なところなんです、そこはちょっと時代とかその辺もちょっと違ってくるのではないかなと思います。

そういうようなことで、この企業団としては、この水の大切さとは一体どういうことを言っているのか、この辺のことをお聞きしたいと思っております。

そして、要旨の2番としましては、ホームページのことについてです。

ホームページ、私も初めて見たんですけれども、何と言ったらいいんでしょうね、うーんという、そういうような、もうちょっと何とかならないのかなと、そういうような感じはしました。特にやっぱり若い人たちにも水の重要性、大切さというようなものをやっぱり知っ

ていただく、そういうツールとして、今後、ホームページの重要性というものも出てくるんじゃないかと思います。

しかし、特にキッズコーナーですよね、ちょっと見ても本当これで子供はどう感じるのかなというようなことも思いました。そこで、特にそのキッズコーナーについての質問ということになりますが、やはり子供が親しみを持ちやすいような、そういう楽しめるページにできないものか。予算的などころもまたちょっとあるかもしれませんが、何か工夫が必要なんじゃないのかなというふうに思いましたので、それについての見解を伺いたと思います。

以上、1回目の質問になります。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤勝明君） 星野充生議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀 和行君） 質問事項1、質問要旨、6月1日実施の施設見学会についてお答えさせていただきます。

令和元年6月1日に実施しました施設見学会の参加状況は、10時からの部が、児童を合わせまして9名、11時からの部が、児童を合わせまして12名で、合計で21名の参加となりました。

見学会では、深さ250メートルから350メートルの取水井戸からくみ上げられた原水に殺菌消毒をするため、次亜塩素酸ナトリウムを注入している様子をのぞいたり、不純物を取り除いている円筒状の大きなタンク、密閉式急速ろ過機の構造を学びながら、飲み水が作られるまでの過程を紹介し、水道水の安全性や大切さ、その理解と関心を深めていただいております。参加された方々からは、大変参考になり、水を大切に使用したいと思う、このような企画を続けて市民の理解を得るようにしてほしいといった感想を寄せられました。

最近では、水道に対して関心が薄れていると言われていますが、実際に施設を見て水道づくりを学んでいただくと、これまで以上に関心を深めていただけるものと感じております。

次に、水の週間についてお答えさせていただきます。

親子水道教室は、桶川、北本市内に在住の小学生とその保護者を対象に募集をし、夏の暑い時期にはなりますが、今年度は8月1日に15組38名、子供23名、大人15名の参加で実施しました。参加された多くの方々から、水の大切さがわかった、ダム役割や大きさがよくわかった、ふだん蛇口をひねれば当たり前に出てくる水ですが、飲み水がいかにたくさんの人



の力で守られ、貴重なものであるかがよくわかりましたといった感想が寄せられ、水についての関心を深めていただいている様子が見受けられました。

親子で水道水の水源であるダムを見学し、また川遊びを通し、水に触れ合いながら、限りある資源に対して関心を深めていただき、その大切さや貴重さを楽しく学んでいただくという目的が達成されているものと感じております。

次に、アンケートの集計結果についてお答えさせていただきます。

議長に資料の配付の許可をいただきたいと思っております。

○議長（加藤勝明君） 暫時休憩いたします。

（午前 11 時 52 分）

---

○議長（加藤勝明君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前 11 時 53 分）

---

○議長（加藤勝明君） 総務課長。

○総務課長（堀 和行君） ただいまお配りしました資料 1 の浄水場施設見学会のアンケート結果のほうをごらんいただきたいと思っております。

浄水場施設見学会のアンケート結果につきましては、回答数は17名でございます。参加者の年齢は60代が3名、70代以上が9名で、参加者の7割が60代以上でございました。また、参加者の多くがご家族での参加でございました。施設見学会のことは73%の方がすいどうだよりでお知りになったようでございます。問3の施設見学会で浄水場の仕組みが「よくわかった」「大体わかった」が2つ合わせて17名で、100%となりました。

次に、問4の当企業団の水道事業に求めるものはありますか、複数回答可で、1番が「安全な水の供給」で13名、39.4%、次に、「安定した水の供給」で9名、27.3%でございました。

次に、資料2の水道週間アンケートの結果をごらんください。

こちらは、水道週間期間中の6月3日から6月5日までの3日間に、キッチン用洗剤とスポンジ、そして水道のしおりをお配りしたときのアンケートの集計結果でございます。

アンケート回答数189名でございます。回答いただいた方の年齢は60代が41名です。70代以上は116名で、回答者の83.1%が60代以上となっております。

アンケートの中で特に注目すべき回答は、問4の企業団の水道事業に求めるものはありま

すか、複数回答可で、1番が「安全な水の供給」で143名、39.5%、2位「安定した水の供給」で76名、21%、次に、「よりおいしい水の供給」で60名、16.6%でした。これは、施設見学会のアンケートと同じ順番で同じような割合でした。このことから、市民の皆様は企業団に対して、安全で安心な水を安定的に供給することを求めていることがわかります。

また、問5のインターネットをご利用される通信端末についての問いにつきましては、インターネットを利用しないと回答した方が40名、26.1%いらっしゃいました。インターネットが普及し一般化する中、このアンケート結果からでは、まだまだすいどうだよりなどの紙の媒体は広報する上で重要であると認識しております。

次に、水の大切さについてお答えさせていただきます。

企業団として水の大切さは、限りある資源である水を無駄にすることなく、安全・安心な水道水として継続して市民の皆様へ供給することと考えております。蛇口をひねれば水が出るのが当たり前で、ふだんの生活では何気なく使っております水も、ほかの資源と同じように限りがあります。水を安心して使えるように日々、水道施設を点検、整備して運営しております。

しかしながら、近年、全国で地震や台風などの自然災害が発生し、被害が出ております。企業団では、老朽化した水道施設を更新する際には、耐震性を向上させて、災害に強い水道施設の構築に努めているところでございます。

次に、質問事項2についてお答えさせていただきます。

当企業団のホームページには、水の秘密を探ろうと題したキッズページがございます。このページには、飲み水ができるまでをわかりやすく図にしたページや、企業団の4つの浄配水場を紹介したページ、そして水をもっと知ろうというページで構成されております。

ご指摘いただきましたように、キッズコーナーに関しましては、残念ながらキャラクターの動きや音等がないため、楽しさや親しみやすさが不足しております。キッズコーナーを一新することは難しいものがございますが、子供に親しみやすく楽しめるものになるよう工夫や改良を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 2回目の質問を許可いたします。

星野充生議員。

○4番（星野充生君） どうもありがとうございます。

それでは、2回目の質問に移らせていただきます。

まず、アンケートをいただきまして、非常にいろいろと興味深い回答が見られるなというふうにも思いました。答弁の中にも少しちょっと触れられていたと思いますが、このアンケートの回収の状況等もやはりちょっと高齢者に随分と偏ってきてしまっているなど。だから、例えばホームページのことについてだとか、あるいはスマートフォンのことについては何か余り芳しくないといいますか、スマートフォンの便利さについては余りそう思わないみたいな、そういうような結果が出ていたり、この見学会ですとかというものに来たきっかけというのすいどうだよりを見ておられる。ホームページを見てという方がほとんどいない、そういうような状況もあったなというところですよ。そういうふうにも感じました。

やはり今後、若い人たち、今後の世代、今後の未来を担う世代の方たちにもこういった水道のことについて、やっぱりいろいろと知ってもらわなくてはいけないのではないのかなと思います。

やはりこういった偏りをなくすようにしていかななくてはいけないと。参加される方をもっといろんな方に来てもらえるような工夫、改善というものが必要になってくるのではないのかなと、そういうふうにも思いましたので、こういった年齢の偏りについての改善、こういうものはどのようなことが考えられるのかというところをまず2回目の質問としてお聞きしたいと思います。

それから、水の大切さというようなところでお答えいただいた件に関してですけれども、災害に強い水道施設の構築ですとか、やはり蛇口をひねれば出るのが当たり前というようなこの状態の中で、何か起きたときにやはり頼りになるような水道環境といいますか、そういうものが必要になってくるのかなと思います。

私はこれまでも、3回とも一貫して、水の備蓄というものについての重要性、これをどのようなふうにより市民の方々に伝えていくのか、そういったことについての質問をやってきたわけですけれども、考えてみれば、本当に市民の方々が備蓄を常にやっているかどうかすらも、はっきり言ってしまえばわかっていない状況の中で質問してきたなというような気がしました。

こういった見学会ですとか、そういった中でのアンケートの中に、まずはそういった項目を入れて、そうすれば、回数を重ねればそれなりの方に信頼性の持てる、信憑性の持てるデータにもなると思いますし、もし備蓄を実際にやっていないような方もこういったアンケートを見ることで、ちょっと備蓄も大切なんだね、やっていかなきゃいけないよねというような意識を持てるようになるのではないかと思います。それがまた、ペットボトルでもいいで

しょうけれども、水道水でのいわゆる3リットルですか、毎日3リットル、水を蛇口から出してそれをためていくというような、そういうものが習慣づけられるような何かきっかけをこのアンケートの中でつくれるのではないかと思います。そういったアンケートの中に、こういう備蓄意識の推進を図れるような項目を設けられないかどうか伺いたいと思います。

そして、最後、キッズコーナー、なかなか簡単にすぐに、じゃ、アニメーションのコンテンツを入れろとか、そういうのはなかなか難しいことではないかと思いますが、まずは見てもらわないことにはしょうがないんじゃないのかなと思います。ですので、じゃ、見てもらうための工夫、それについてはどのように考えられるかどうか。それについてお聞きしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（加藤勝明君） 星野充生議員の2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀 和行君） 年齢に偏りがあるが、改善策についてお答えします。

施設見学会では、これまでご高齢の方から小学生連れの親子など幅広い年齢層の方の参加をいただいておりますが、今年度は多くのご高齢の方に参加をいただきました。また、水道週間の期間中にPRグッズを配布しておりますが、来場された方の多くはご高齢の方となっております。中には、毎年楽しみにしているとおっしゃる方もいらっしゃいます。

今後は、PRグッズを若い世代の方の興味あるようなグッズを検討するなど、工夫をすいどうだよりやホームページ、駅の掲示板、桶川市の巡回バスの掲示版等を利用して、市民の皆様によくお知らせして実施してまいりたいと考えております。

次に、アンケートの項目に水の備蓄の状況の項目を追加できないかについてお答えさせていただきます。

地震等の災害が発生しますと、何より急がれるのがライフラインの確保となります。水道施設が被害を受ければ断水となる可能性が高く、水のない不自由な生活を強いられることになることから、万一に備えて、当企業団では、1人1日3リットルで、3日分の水のくみ置きをお願いしております。

以前、親子水道教室に参加されました方から、これを機会に家庭での水の備蓄をふやしたいといった感想を寄せられたこともありますことから、水の重要性に対する意識調査として、今後は、非常用飲料水の備蓄の状況をお聞きするような項目を設けたいと考えております。

次に、ホームページの工夫についてお答えさせていただきます。

現在では、ホームページは多くの方が利用し、情報を得るツールの一つとなっております。今後は利便性を向上させ、企業団のイメージアップにつながるようなホームページとなるようにご指摘をいただきましたキッズコーナーの改良、また、当企業団のホームページはスマートフォンに対応したホームページとなっておりますので、小さい画面では見づらいホームページとなっておりますことから、今後はスマートフォンへの対応も含めたホームページの改良を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 以上をもちまして、星野充生議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問は全て終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は1時10分といたします。

（午後 0時05分）

---

○議長（加藤勝明君） それでは、休憩を解いて再開いたします。

（午後 1時08分）

---

△第7号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（加藤勝明君） 日程第7、議案の質疑、討論、採決を行います。

第7号議案 桶川北本水道企業団給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑の通告がありましたので、質疑を許可いたします。

星野充生議員。

○4番（星野充生君） それでは、第7号議案について質問いたします。

この議案はもう簡単に消費税の増税分を適用させるということで、消費税の増税についてはやはりまだ否定的な意見も多い中、やはりこれはちょっと認められないなというのが私の正直な気持ちです。それを踏まえた上で、1点質問をさせていただきます。

6月の桶川市議会でも、下水道について、同じようにこの消費税の増税を適用させるといったようなものがありました。そこでも少しちょっと気になったんですが、桶川の下水道の場合、高崎線を中心に東西に分けて、それで検針のスケジュールの都合上、ちょっとその増税分の支払いと申しますか、その分が地域というか、場所によってちょっと変わってくると

というような、そういうようなことがありましたので、この上水道、そちらに関しての検針のスケジュール、そして増税の適用のタイミング、これらについて説明をいただきたいと思えます。

○議長（加藤勝明君） 星野充生議員の1回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

業務課長。

○事務局次長兼業務課長（篠田 明君） それでは、答弁させていただきます。

検針のスケジュールと増税分適用のタイミングにつきましてお答えいたします。

まず、検針のスケジュールについてでございますが、水道メーターの検針は2カ月に1度、JR高崎線を境に東西に偶数月検針地区と奇数月検針地区に分けて、地域ごとに20名の検針員が通常、毎月月の初日からおおむね1週間程度で終了するように行っております。

次に、増税分適用のタイミングにつきましてお答えいたします。

令和元年10月1日から消費税率が8%から10%へ改定されることによりまして、10月1日以降の検針分の水道料金から原則として10%の消費税率が適用されますが、10月1日の施行日前から継続して水道をご使用いただいている場合、経過措置により施行日以降の最初の検針となる偶数月の10月検針分と奇数月の11月検針分に限りまして、旧税率の8%が適用された水道料金となります。

したがって、新税率の10%が適用されるのは、偶数月検針の場合、令和元年12月検針分から、奇数月検針の場合、令和2年1月検針分からとなります。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 2回目の質疑を許可します。

星野充生議員。

○4番（星野充生君） ありがとうございます。

やはり地域によって、要はちょっと違いが出てきてしまうというようなことで、どうでしょうね、いわゆるこれもいい、悪いはともかくとして、やはり不公平という感じにはなってしまうんじゃないのかなと思うんですが、その辺についてどのようにお考えか伺いたしたいと思います。

○議長（加藤勝明君） 星野充生議員の2回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

業務課長。

○事務局次長兼業務課長（篠田 明君） それでは、ご答弁させていただきます。

先ほど星野議員様からご指摘がありましたとおり、今回の消費税改定におきまして、経過措置により11月検針分、これは9月と10月の使用分になるのですが、こちらに関しましては、経過措置によりまして旧税率の8%が適用されるのに対しまして、12月検針分、こちらは10月、11月の使用分になるのですが、新税率の10%となり、同じ10月使用分にもかかわらず、使用者間に消費税の負担差が生じます。

これに関しましてはアンケート調査がありまして、12月検針分の2分の1を旧税率の8%で使用者に請求して、新税率の10%との差の2%を自治体で負担する独自の措置をとるところというのが、埼玉県内では55団体中4団体ございますが、ほとんどの自治体でこのような独自の措置を講じておりません。消費税は、価格への転嫁を通しまして、最終的に消費者が負担する税であるという基本的な性格に鑑みますと、国税庁が発表している経過措置にのっとり、料金徴収を行い、最終消費者である使用者にご負担していただくことが適切であると考えております。

以上です。

○議長（加藤勝明君） 以上をもちまして、星野充生議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第7号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（加藤勝明君） 起立多数です。

よって、第7号議案 桶川北本水道企業団給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

△第8号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（加藤勝明君） 次に、第8号議案 平成30年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余

金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

質疑の通告がありましたので、質疑を許可いたします。

通告1番、中村洋子議員の質疑を許可いたします。

中村洋子議員。

○5番（中村洋子君） 質疑をさせていただきます。

水道事業会計決算書の参考資料の中から何点かお願いしたいと思います。

1点は、3ページの間、真ん中辺にあります特別利益は、過年度損益修正益として、過年度における固定資産の計上違い等に伴い増額補正を行いと書いてありますが、この固定資産の計上違いということは何なのか説明をしてほしいという点が1点です。

それから、7ページなんですけれども、先ほど地方公営企業法第26条第1項の規定による翌年度繰越額2億1,394万8,000円の内訳ということで、工事の3項目がありますが、この最初の30改969二ツ家2・中丸6丁目地内の導送配水管布設工事というところで、最近、東小学校からの配水工事を見受けられたんですけれども、そういったことの進捗状況をお聞きしたいと思います。

それから、8ページ、9ページの支出の部につきまして、配水設備改良費、執行率79.2%の理由。

それから、12ページの建設改良の積立金の補填というのは、今回初めて出てきました。この建設改良積立金ということでの補填の理由と今後の積み立てはどうなるのかということで、1回目お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（加藤勝明君） 中村洋子議員の1回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀 和行君） 収益的収支の状況の過年度における固定資産の計上違いは何かについてお答えいたします。

平成28年度決算におきまして、本来、建設仮勘定に計上しなければならなかった資産を構築物の配水管に計上してしまったため、翌年度であります平成29年度の減価償却費が正しい金額よりも多くなってしまったことと、工具器具及び備品で資産計上に誤りがあったため、このような過年度損益修正益という形で平成30年度に修正を行ったものでございます。

今後、このような誤りがないように十分注意をして事務処理を進めてまいりたいと思います。



次に、配水設備改良費、執行率79.2%の理由についてお答えいたします。

予算額 3 億8,488万6,400円に対します決算額が 1 億1,802万3,480円で、翌年度の繰越額が 1 億8,684万円でございます。不用額が8,002万2,920円、執行率が79.2%となったところでございます。不用額の8,002万2,920円につきましては、平成31年 2 月 7 日に30改969二ツ家 2 ・中丸 6 丁目地内導送配水管布設工事の入札が行われ、設計金額が 2 億2,757万7,600円に対しまして、契約金額が 1 億5,120万となりましたので、不用額が7,637万7,600円生じました。

また、2月28日に30改1005末広 3 丁目地内配水管布設工事の入札が行われました。設計金額が3,737万8,800円に対しまして、契約金額が3,564万円となりましたので、不用額が173万8,800円生じました。この 2 件の入札で7,811万6,400円不用額が生じたことから、執行率が79.2%となっております。

次に、建設改良積立金の補填の理由とその後の積み立てはどのようにするのかについてお答えいたします。

昨年の平成30年度第 2 回定例会におきまして、平成29年度決算にて発生しました未処分利益剰余金を建設改良積立金として 4 億4,600万円、資本金への繰り入れといたしまして 2 億7,130万9,722円、繰越利益剰余金としまして94万2,998円処分することにご議決いただき、建設改良積立金に 4 億4,600万円の積み立てを行いました。

平成30年度決算におきましては、資本的収支に10億2,441万8,600円の不足額が生じたので、まず、資本的収支調整額を全額使用し、次に企業債償還金には減債積立金を取り崩し、建設改良費の不足分について、建設改良工事に充てるために用途が特定されております建設改良積立金の 4 億4,600万円を全額取り崩し、それでも足りない分を損益勘定留保資金で補填しております。

また、今後につきましては、当企業団では、平成30年度末現在、企業債の未償還残高が 8 億3,460万6,828円ございますが、減債積立金には 5 億8,886万2,291円積み立てがございますので、当面は十分財源が確保されております。今後の積み立てにつきましては、将来の状況を勘案しながら建設改良積立金に積み立てを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 施設課長。

○副参事兼施設課長（河野宏之君） 30改969二ツ家 2 ・中丸 6 丁目地内導送配水管布設工事の工事の進捗状況につきましてお答えいたします。

現在、連絡送水管、口径350ミリ、導水管、口径150ミリ、配水管、口径100ミリを並列にて布設替え工事を施工しております。連絡送水管につきましては、あと3週間ほどで中丸浄水場内の連絡送水管と接続となり、その後、通水、排水作業を行った後、県水が中丸浄水場の配水池に入り、安定給水が図られます。その後、仮設管の撤去をして、10月上旬ごろまでには管工事につきましては全て終了となります。本工事につきましては、舗装本復旧工事も含まれておりまして、12月中に施工予定でございます。したがって、年内には全て完了となる予定でございます。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 2回目の質疑を許可します。

中村洋子議員。

○5番（中村洋子君） 2回目の質疑をさせていただきます。

3ページの固定資産の計上違いということでは、やはり同じ方がこういった形で担当しているのか、それとも別の部署でのそういった計上違いがあったのかという点をお聞きしたいと思います。

7ページについては、今、12月には、年内に完了するという形で回答がありました。これは、これからの状況の中では、この次の項目というところも書いてありますけれども、そういった形では、決算ですから、これからのこの工事そのものについては全て完了という形でよろしいのでしょうか。お聞きしたいと思います。

それから、建設改良積立金の補填についての、これからも計画的に、予算的には十分なので、今回は積み立てなくてもいいという状況が話が出ましたけれども、今後そういった建設積立金という形での項目での積立金、剰余金をそのようにやっていくという計画は今後あるのかどうか、2回目お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤勝明君） 中村洋子議員の2回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀 和行君） 同じ部署での事務処理のことなのかについてお答えいたします。

今回、計上ミスを起こしたものにつきましては、全て同じ部署で行ったことですので、今後このようなことがないよう係内で十分確認をして、複数の目で確認をして事務処理を今後進めていきたいと考えております。

次に、建設改良積立金の今後の積み立てにつきましてお答えをいたします。

毎年、利益が発生し、未処分利益剰余金を剰余金処分計算書案という形で今回、議会のほうでご議決をいただくものでございますけれども、利益が出た段階で、建設改良、今現在、企業債償還金のほうの減債積立金のほうには5億8,886万2,291円積み立てがございまして、こちらのほうの金額で、平成3年度までの企業団の償還の分が積み立てられておりますので、その間につきましては、同じように利益が出た場合は建設改良積立金のほうに積み立ててまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 施設課長。

○副参事兼施設課長（河野宏之君） 工事そのものについては全て完了になるのかについてお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、管工事につきましてはほぼ設計どおりの施工でもって、10月の月上旬に竣工いたします。北本市の場合は、舗装本復旧は自然転圧期間を含めまして3カ月を要しますので、一応12月をもって舗装本復旧工事を完了させれば、全てほぼ設計図どおりの竣工となります。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 以上をもちまして、中村洋子議員の質疑を終了いたします。

次に、通告2番、星野充生議員の質疑を許可いたします。

星野充生議員。

○4番（星野充生君） それでは、こちらの決算の参考資料、こちらのほうからちょっと気になった点を2点ほど伺いたいと思います。

まずは、12ページ、13ページにあります真ん中にあるものですがけれども、建物建築費が300万円だということになっておりますので、これについての詳細を伺いたいと思います。

それから、もう一つが24ページ、25ページにあります固定負債構成比率、こちらのほうは、これ見てみますと県平均や類似事業体平均よりも著しく低く、そして、それがまた毎年減少しているものですから、これについての理由等を伺いたいと思います。

以上になります。

○議長（加藤勝明君） 星野充生議員の1回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀 和行君） 建物建築費の詳細につきましてお答えいたします。

建物建築費324万円は、川田谷浄水場車庫設置工場の費用となっております。扉つき鉄骨づくり仕様で、現在、給水タンク車収納用として使用しております。当企業団では、2台の給水タンク車を所有しておりますが、災害時に道路が寸断された場合、特にJR高崎線を境に東西移動が困難となり、給水活動に時間を要することが想定されますことから、東西に1台ずつ車両を配置することにより、効率よく応急給水を行うことができると考え、川田谷浄水場に車庫を設置いたしましたところでございます。

次に、固定負債構成比率についてお答えさせていただきます。

固定負債構成比率は、負債と資本の合計であります総資本のうち固定負債がどのくらいの割合を占めているかを示すもので、企業が長期にわたって安定的に健全な経営ができるかを判断する指標の一つでございます。

償還期限が1年以降に到来する債務であります固定負債は、当企業団では企業債及び引当金となります。このうち、将来に備えて引き当てている修繕引当金と退職給付引当金は取り崩しておりませんので増減はございませんが、企業債は償還が進み、また平成15年度以降、新規の借り入れは行っておりませんので、減少しております。この結果、固定負債構成比率は年々減少し、低い数値となっております。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 2回目の質疑を許可いたします。

星野充生議員。

○4番（星野充生君） ありがとうございます。

それでは、2回目ですけれども、タンク車が2台あって、それを東西に分けるということは、これは本当にちゃんとよく考えられたかなというふうには思います。

これは今後のことについてになるんですけれども、これが、例えば、じゃ、またいろいろあって南北にまた分けてとか、その場合はタンク車の新たな購入なんていうこともあるのかもしれませんが、そういうことというのは今後考えられるかどうか、ちょっとその辺をお聞きしたいかなと思います。

あと、固定負債構成比率に関しましては、つまりは低ければ低いほどそれはある意味健全だというようなことなのかなと思いますが、そうすると、これ今後もこの傾向が続いていくということでもいいかどうか、そこの2点確認したいと思います。

以上です。

○議長（加藤勝明君） 星野充生議員の2回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀 和行君） タンク車の今後の購入というか、保有台数のことについてお答えいたします。

今までタンク車は、桶川北本当企業団では1台であったものを平成29年度に1台ふやしまして、現在2台となっております。給水タンク車につきましては、各団体の保有台数も参考にしながら今後保有の台数を考えていきたいと思っておりますけれども、現在のところふやすという方向の検討はまだ行っていないところでございます。

続きまして、企業債の今後につきましてお答えいたします。

現在、給水人口が減少して、給水収益が期待できない中、老朽化による更新時期を迎える水道施設が多くあることから、収益と補填財源の残高、それと建設投資の状況を考慮しながら企業債の借入れを今後検討していくような形で考えております。予算の最初の補足説明でもありましたように、補填財源が年々減っている状況でございますので、企業債を平成15年度以降借りていませんけれども、今後考えていかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 以上をもちまして、星野充生議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論はありません。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第8号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（加藤勝明君） 起立全員です。

よって、第8号議案 平成30年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定については、原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

---

△水道事業行政視察について

○議長（加藤勝明君） 次に、日程第8、水道事業行政視察についてを議題といたします。

お諮りいたします。水道事業の調査研究のため、会議規則第157条の規定に基づき、当企業団議会議員全員を香川県の香川県広域水道企業団及び岡山県の岡山県南部水道企業団に、令和元年10月10日から11日まで2日間派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中に当企業団議会議員全員を香川県の香川県広域水道企業団及び岡山県の岡山県南部水道企業団に派遣することに決定いたしました。

---

△特定事件の閉会中の継続審査の申し出について

○議長（加藤勝明君） 日程第9、特定事件の閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事項につきまして、会議規則第102条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） ご異議なしと認め、議会運営委員会委員長からの申し出につきましては、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

△閉会の宣告

○議長（加藤勝明君） 以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて令和元年第2回桶川北本水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 1時39分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 加 藤 勝 明

署 名 議 員 中 村 洋 子

署 名 議 員 工 藤 日 出 夫





## 参 考 资 料



## 議 案 の 審 査 結 果

### 企業長提出議案

議 案 番 号	件 名	審 査 結 果	
		月 日	結 果
7	桶川北本水道企業団給水条例の一部を改正する条例について	8月27日	原案可決
8	平成30年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	8月27日	原案可決 及び認定

